資料３

熊取町中学校部活動地域展開等の在り方検討委員会設置要綱

（趣旨）

第１条　熊取町立中学校（以下、「中学校」という。）の生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するとともに、教職員の働き方改革等の実現を図る観点から、中学校における部活動の段階的な地域展開等に関する課題に総合的に取り組むため、熊取町中学校部活動地域展開等の在り方検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について協議を行う。

（１）　部活動の地域展開等に係る仕組みづくりに関すること。

（２）　地域クラブ活動の運営方法等に関すること。

（３）　前各号に掲げるもののほか、部活動の地域展開等に関し必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員１５名以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（１）　学識経験者

（２）　スポーツ団体の代表者

（３）　文化芸術団体の代表者

（４）　中学校の代表者

（５）　保護者の代表者

（６）　前各号に掲げる者のほか、教育委員会が特に必要と認める者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

２　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は、委員の互選により選任し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　副委員長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　会議において、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは

説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（守秘義務）

第７条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年６月５日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年８月１日から施行する。